緊急事態宣言解除に伴う大阪中河内農業協同組合の対応について

新型コロナウイルスの感染により影響を受けられた皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。

さて、令和3年7月30日に政府より4度目の緊急事態宣言が発令されたことを受け、大阪中河内農業協同組合では、組合員及びご利用者の皆様と職員の安全を最優先に考え、感染拡大防止の観点から、職員の交代勤務、窓口業務等の一部縮小を実施してきました。

その節は皆様方にご不便とご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

この度、令和3年9月28日に政府より緊急事態宣言が解除されたことを受け、大阪中河内農業協同組合では対策協議を重ね、緊急事態宣言下で実施してきた**自粛業務運営体制を令和3年10月1日（金）から解除**することを決定しました。

一方で、緊急事態宣言解除後も感染リスクに備え、下記の感染防止策を実施した上で、引き続きお客様に安心・安全な場と、金融サービスを提供することにより、地域密着金融機関の責務を果たしてまいりますので、何卒ご理解とご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

記

- □ 店内では「三つの密（密閉、密集、密接）」の発生を避けるため、お客様同士が十分な間隔を保ってお待ちいただけるような店舗運営を実施します。
  つきましては、お客様が快適にご利用いただけるよう、ご協力をお願い申し上げます。
- □ 入店時の非接触自動検温器による検温、消毒液ポンプスタンドの設置、防護板・ビニールカーテン等の感染防止策を実施します。
- □ 空間除菌洗浄機導入により、お客様に安心・安全な空気環境を提供します。
- □ 二酸化炭素測定器導入により、数値に基づいた換気を常時または定期的に行っています。感染防止のため、ご理解の程よろしくお願いします。
- □ 職員はマスク着用、手洗い・手指消毒、うがい、体温測定等の感染防止策を実施します。また、店内の清掃・消毒等の感染防止策を実施します。

以上

＜お問い合わせ先＞

業務全般のお問い合わせ	本店 総務企画部　072-996-1717（代表）
営農経済関係のお問い合わせ	営農総合センター　072-943-2834、072-943-2835

令和3年10月

大阪中河内農業協同組合